

変動金利定期預金規定

変動金利定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続変動金利定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に、継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
 - ① 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）
 - ② 1,000万円以上 自由金利型定期預金ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3および4（1）において同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、その日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

- ① 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）
- ② 1,000万円以上 自由金利型定期預金。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」変動金利定期預金規定と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金しま

す。

- ② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記 2 により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 1（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日に指定口座に入金します。
- ③ 6 か月複利の方法により利息を計算するこの預金については、約定日数および約定利率によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の 2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合などこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ 6 か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指

定のうへ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔変動金利定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、その日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(1) 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）

(2) 1,000万円以上 自由金利型定期預金

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 6か月複利の方法により利息を計算するこの預金については、約定日数および約定利率によって計算した利息を、満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨てる。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 自動解約式の通帳等の効力

前記1の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ（証書）は無効になります。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。